

さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、エネルギー価格の上昇に伴うコスト増加に加え、人手不足や高齢化など、複合的な経営課題に直面する事業者が、その課題解決のため省人化、省力化及び業務効率化等に資する設備を導入・更新する際に係る経費の一部に対し、補助金として予算の範囲内で交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業であって、1年以上事業継続実績を有し、市内に事業所を有しているものをいう。
- (2) 省人化 自社の業務において、従来人手を要していた作業を機械化・自動化・IT化等により代替し、必要最小限の人員で業務を遂行可能とすること。
- (3) 省力化 自社の業務において、従業員が従来よりも少ない労力で作業を遂行できるようにすること。
- (4) 業務効率化 自社の業務プロセス全体を見直し、生産性の向上や業務の無駄の削減を図ること。

（補助金対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- (1) さいたま市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する中小企業者等であって、第7条に規定する申請の日以後においても引き続き市内で当該事業を営む意思を有するものであること
 - (2) 市税を滞納していないこと
 - (3) 市の貸付制度により貸付けを受けた者にあつては、貸付金の償還が滞っていないこと
 - (4) 市の給付金等を受けた者で、かつ、市に対して返還義務がある者にあつては、市に対して返還義務が一切残っていないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象事業者としない。
- (1) 会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人（非営利法人等）
 - (2) 次のいずれかに該当する中小企業者

ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が有している企業

イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している企業

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている企業

(3) さいたま市暴力団排除条例（平成 24 年さいたま市条例第 86 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）

(4) 法人にあっては、その役員のうちに暴力団員に該当する者がある者

(5) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用している者若しくは自らの事業活動について暴力団員による支配を受けている者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る事業を営んでいる者

(7) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(8) その他この補助金の目的に照らして、市長が不相当と認める者
（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、現に専ら中小企業者等が、さいたま市内に所在する事業所に新たに設備を導入・更新することで、省人化、省力化又は業務効率化を図る事業をいう。なお、補助金の交付は、同一の補助対象事業者に対して 1 回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象外とする。

(1) 第 8 条第 1 項の規定による交付決定の前に、契約、発注、購入等が完了している事業

(2) 国や県、その他の団体が実施する補助金等を受けた、又は受けようとしている事業

(3) その他この補助金の目的に照らして、市長が不相当と認める事業
（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の各号に掲げるもので、当該事業を行うために明らかに必要な経費とする。

(1) 設備費等 省人化、省力化又は業務効率化に資する機械・装置・システム・ソフトウェア等の購入に要する経費

(2) 運搬費 設備費等の運搬に要する経費

(3) 工事費 設備費等の据付工事に要する経費

(4) 技術導入費 (1) 及び(2)に関する外部からの技術指導に要する経費

- (5) 専門家謝金 本補助金の申請に対して要するコンサルティング料
又は専門家への謝金

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象外とする。

- (1) 既存設備の処分等に係る費用
- (2) 他者に賃貸する等、第三者が主に使用する設備
- (3) 土地、建物、構築物、簡易建物（コンテナ、ドームハウス等）の取得費用
及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
- (4) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用
- (5) 各種保険料
- (6) 補助対象経費の補助対象事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は
関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されてい
ない経費
- (7) リース、レンタル、割賦販売により導入する機械設備等に係る経費
- (8) 消費税及び地方消費税相当額
- (9) 前号に掲げるもののほか、補助対象経費として、適切に認められないもの
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の総額の3分の2以内と
し、1事業者あたり上限を1,000万円とする。ただし、第5条第1項第5号に
規定する専門家謝金については、上限を20万円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て
るものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が定める期日までに、さい
たま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付申請書（様式第1
号）及びさいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）補助事業
計画書（様式第1-2）に市長が必要とする書類を添付して、市長に提出しな
ければならない。

（交付又は不交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補
助金を交付することが適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、さい
たま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付決定通知書（様
式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当であ
ると認めた場合は、補助金の不交付を決定し、さいたま市事業者向け設備導入
応援補助金（物価高騰対応）不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申
請をした者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定した場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による通知を受けた日以後に、交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る契約、発注、購入等に速やかに着手するとともに、これを誠実に実施しなければならない。
- (2) 補助事業者は、市長が定める期日までに補助事業が完了しないことが明らかになったときは、遅滞なく市長に報告し、市長の指示を受けなければならない。

(申請の取下等)

第10条 補助対象事業者は、第8条第1項の規定による決定の前に、補助対象事業者のやむを得ない理由により申請を取り下げる場合は、速やかにさいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下があったときは、本補助金の交付の申請は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにさいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）内容変更等承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の承認又は不承認を決定し、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）内容変更等承認等決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の完了)

第13条 補助事業者は、市長が定める期日までに、当該補助事業を完了しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は市長が定める期日のいずれか早い日までに、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）補助事業完了報告書（様式第7号）に市長が必要とする書類を全て添付して、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 14 条 市長は、前条第 2 項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容の審査をし、及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、補助金の交付額を確定し、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付額確定通知書（様式第 8 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 15 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付請求書（様式第 9 号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請、虚偽の報告その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 第 3 条第 2 項の規定に該当するとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき
- (5) 市税を滞納したとき
- (6) 市の貸付制度により貸付けを受けた者にあつては、貸付金の償還が滞ったとき
- (7) 正当な理由なく、第 14 条の規定による調査を拒んだとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき

2 前項の規定は、第 14 条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の決定の取消しを行ったときは、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付決定取消し通知書（様式第 10 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

4 第 8 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による決定の取消しをした場合について準用する。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する期間又はそれに準じるものとして認められる期間

(以下「財産処分制限期間」という。)を経過する前に、当該事業において取得した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、当該事業で取得した財産の処分について、前項の規定による市長の承認を受けようとするときは、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）財産処分承認申請書(様式第 11 号)を、市長に提出しなければならない。

3 天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、財産処分制限期間を経過する前に、当該事業において取得した財産が損傷又は滅失したときも、遅滞なくさいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）財産処分承認申請書を市長に届けなければならない。

（財産処分等の承認及び不承認の決定）

第 19 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る財産の処分の承認又は不承認を決定し、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）財産処分承認通知書(様式第 12 号)により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第 20 条 補助事業者が、第 14 条の規定による補助金の交付額の確定通知後に、補助金の辞退又は返還を申し出ようとするときは、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）返還等申出書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第 17 条の規定による補助金の交付の決定を取消した場合、若しくは前項の規定による補助金の辞退又は返還の申し出を受けた場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）返還命令書(様式第 14 号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前条の規定による財産処分等の承認をしようとする場合において、原則として、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命じるものとし、補助事業者は、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金の額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付しなければならない。

（関係書類の整備）

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を当該収入支出についての証拠書類とともに整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（調査等）

第 22 条 市長は、補助事業の完了した年度の翌年度から 5 年が経過するまでの間、補助事業者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 9 月 2 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。